

公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書

建設業は全国で約540万人の就業者を数え、我が国の基幹産業として、地域の経済を支えるとともに、雇用機会の確保に大きく貢献している。

しかしながら、建設業においては、元請と下請けという重層的な関係の中で、賃金体系は不安定な状況にあり、仕事量の変動は直接施工単価や労務費の引き下げにつながるなど、建設労働者の生活に大きな影響を及ぼしている。

このような中、平成12年11月に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が制定され、その施行に当たっては建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われるよう努めることとの附帯決議が参議院において付されているところである。

また、諸外国においては、工事に従事する労働者の賃金を確保する法律の制定が進んでいる状況にある。

よって、国会及び政府におかれては、公共工事における安全や品質の向上を図るとともに、建設労働者の適正な労働条件の確保や技能労働者の育成を図るため、次の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 公共工事において、建設労働者の適正な賃金が確保されるような制度の確立を図ること。
- 2 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の附帯決議事項について、実効ある施策を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月22日

霧島市議会議長 西村 新一郎

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 殿
厚生労働大臣
農林水産大臣
国土交通大臣